平成２２年（フ）第１２６４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲640番地
債務者　結城　展子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７号
鹿児島県出水市住吉町30番29号
債務者　松林喜美代
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
鹿児島県出水市住吉町30番29号
債務者　松林　信介
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
鹿児島県薩摩川内市永利町5016番地11
債務者　相良小百合
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
宮城県亘理郡山元町高瀬字北ノ原31番地２
債務者　小野　智幸
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５９号
仙台市青葉区桜ケ丘４丁目20番11号　ハイムクラビア103
債務者　上野　華純
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７４９号
仙台市太白区西中田２丁目５番30号　ロキシーソレーユ南仙台302
債務者　櫻井　有子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５１号
仙台市青葉区赤坂２丁目18番地の７
債務者　鈴木　優子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７６３号
仙台市太白区富沢３丁目19番１号　グリーンパル富沢Ｂ―202
債務者　千田　冬樹
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７６５号
宮城県多賀城市桜木３丁目10番１―609号
債務者　池田由起子（旧姓大和田）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７７２号
仙台市太白区八本松１丁目７番42号　トパーズビル305
債務者　佐藤智恵子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７７６号
仙台市宮城野区新田４丁目33番36号　レオパレスＶ202
債務者　森村　哲夫
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８５８号
宮城県宮城郡利府町中央３丁目11番地７
債務者　西原美智子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
茨城県ひたちなか市東大島２丁目16番４―406号　県営大島アパート
債務者　大竹　香織
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８１６号
京都市西京区上桂東居町３番地２　ブライトン90―205号
債務者　梶原　幸治
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２９号
京都市西京区下津林北浦町17番地２
債務者　迫田　和代
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４０号
京都市伏見区日野西川頬24番地６
債務者　嘉風雅書道教室こと　芝池　知男
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９７２号
京都市山科区音羽千本町29番地22
債務者　井田　直美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係